

# JPBD NEWS LETTER

日本業務部ニュースレター

2015年11月号, 12月号

## SGS CONSUMER TESTING SERVICES

### 【環境保護法律立法最新情報 2015年 第10, 11期】

#### 米国カリフォルニア州 特定毒性物質の区分に対しパブリックコンサルテーションを行う

米国カリフォルニア州は、ニッケル、ペンタクロロフェノール、PFOA、PFOS、テトラクロロエチレンの5物質の区分に対しパブリックコンサルテーション(以降、PC)を行った。PCに基づき、2015年11月9日に発達毒性及び生殖発生毒性物質委員会(DARTIC)を開催し、上記物質のカリフォルニア州プロポジション65における有害性特定情報作成の優先付けを検討するため、寄せられたコメントを公表した。

#### 【参考】その後の米国カリフォルニア州 プロポジション65の動き

(出典: JETOC 海外情報 法令関係アーカイブ 2015)

■発がん性物質リストにペンタクロロフェノール及びその合成副産物(複合混合物)を追加する提案(コメント提出期限: 2015年11月30日)

■Diaminotoluene (mixed) を発がん性物質リストから削除(発効日: 2015年11月20日)

■2015年1月16日に告示した、Article 6(明確かつ妥当な警告)の改訂廃止を決定し、新たな規則制定提案(公聴会: 2016年1月13日、コメント提出期限: 2015年1月22日)

■生殖毒性物質リストに Topiramate を追加(2015年11月27日発効)

■発がん性物質リストに Aloe vera, whole leave extract 及び Goldenseal root powder を追加(2015年12月4日発効)

■生殖毒性物質リストに 2,5-Hexanedione を追加及び Methyl-n-butyl ketone の生殖毒性エンドポイント(発達毒性)を追加(2015年12月4日発効)

#### EU 司法裁判所 SVHC 閾値に関する判定を下す

2015年9月10日、EU 司法裁判所(Court of Justice of the European Union)は REACH 規則に規定される高懸念度物質(SVHC)の濃度判断基準問題に対し裁決した。EU 司法裁判所は複雑な製品の高懸念物質(SVHC)に関し、その濃度閾値(0.1%)をアーティクル全体(最終完成品)ではなく、それぞれの構成部品に適用するべきだと指摘した。

多くの企業にとってこれは一層厳格な要求に直面することになる。そのため、サプライヤーチェーンの原材料、部品に対するSVHC調査作業に細心の注意を払い、系統化された管理システムを構築し、新しい要求下で正しく法規に従う環境を確保する必要がある。

## 【会社紹介

## COMPANY PROFILE】

### SGSグループ

SGSは1878年に設立され1世紀以上の歴史を持つ世界最大の認証・検査・分析機関です。

公認の品質と信頼のグローバルスタンダードです。現在、世界に1,500ヶ所以上の事業所と実験室、80,000人を超える従業員を有し、グローバルなサービスを提供しています。

### 通標標準技術服務有限公司

### SGS-CSTC

通標標準技術服務有限公司は1991年10月にSGSのスイス本部と前国家質量技術監督局に属する中国標準技術開発公司(CSTC)との合資による検査・分析・認証機関として設立されました。現在、中国全土にて50ヶ所以上の事業所、100ヶ所以上の実験室、14,000人以上の従業員を有しています。

SGSは国内外のお客様と政府・国際機関に対し農産物、鉱物、石油化学、工業、コンシューマ製品、環境、自動車、ライフサイエンスに関連する検査・検品・分析のワンストップ・サービスを提供しています。

### SGS-CSTC 日本業務部

SGS日本業務部は2006年10月に日系企業様向けに設立した日本語サービス窓口です。中国各地に日本人スタッフを配置し、日系企業様に安心と信頼のサービスを提供しています。

WHEN YOU NEED TO BE SURE

SGS

## EU ニッケル放出量の試験基準を改正

欧州標準化委員会 (CEN) は EN1811:2011+A1:2015 基準を発表し、ニッケル排出量試験について新しい標準を発行した。この標準では EN1811:2011+AC:2012 において “不確定” に類別されていたニッケル放出測定値を、“通過” または “符合” に改正した。詳細は次の通り:

■  $0.28 < \text{ニッケル放出測定値} < 0.88 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$  の場合、REACH 法規に規定される  $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$  のボディピアス以外のアーティクル要求を満たす。

■  $0.11 < \text{ニッケル放出測定値} < 0.35 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$  の場合、 $0.2 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$  のボディピアスのアーティクル要求を満たす。

【詳細はこちらの英語サイトへ】

## EU29 非政府組織 欧州委員会に対し、リサイクル目的とした難燃剤 Deca-BDE を含む製品回収案に抗議

欧州委員会はリサイクルを目的とした、有毒な難燃剤 Deca-BDE を含む製品の回収計画を公表した。これに対し、29 の非政府組織 (NGO) は反対意見を提出した。非政府組織連盟は、この案が通れば事実上 REACH 規制及びに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に違反することとなり、人類及びに環境を大変難分解性で有害な物質に長期的且つコントロール不能な暴露に曝すことになり、多大なリスクを引き起こす原因になると唱えた。また、この製品回収案は欧州が目指す循環経済とは反し、法の抜け穴によって機知の有害物質を、リサイクル品を通して市場に再導入することになると主張。このため、非政府組織連盟は欧州委員会に有害物質含有製品の回収を禁止するよう呼びかけ、EU は検討する意思を表明した。

## ドイツ 非政府組織は玩具及び児童ケア用品中有害物質の抜き取り検査を行った

ドイツ保護環境協会 (BUND) 2014 年 11 月～2015 年 3 月の期間にドイツ国内で販売されている玩具及び児童ケア用品に対し抜き取り検査を行った。検査の結果により、抜き取り検査された 90% 近い製品が有害物質含有のため関連法規に違反することが判明した。検出された有害物質にはフタル酸エステル、多環芳香族水素、ホルムアルデヒド、トルエン等があった。違法製品の多くが中国製及びインド製のものであり、REACH 法規、玩具指令 (2009/48/EC) などの法規の要求を満たしていないことがわかった。そのため BUND は保護者に対し、児童製品に高懸念度物質 (SVHC) が含まれるかメーカーに問い合わせたほうがいと助言した。REACH 法規に準じ、問合せがあった場合、メーカーは問合せがあった日から 45 日以内に消費者に情報提供しなければならない。

## タイ REACH 法規の制定を提案

タイの産業工作部 (DIW) は先日、既存物質に対し国家目録を作成し、新しい物質に対しては REACH 法規と類似の法規を設定すると発表した。もしこの提案が予定通りに遂行されれば、仮期日の 2016 年 12 月 31 日までに報告されない物質は既存物質リストに組み入れず、新しい物質として管理されるようになる。

検査・検品・認証についての日本語でのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

### 【上海本部】

古川: +86(0)21-6107-2991  
MAYA: +86(0)21-6064-5071  
菅沼: +86(0)21-6107-2868  
松崎: +86(0)21-6115-6781

### 【蘇州支部】

住吉: +86(0)512-6299-0289

### 【天津支部】

竹原: +86(0)22-5980-2404

### 【広州・深セン支部】

須川: +86(0)20-8215-5514



### ■規制物質試験サービス

Restricted Substance Testing Service (RSTS) については上記の微信 (中国語) をフォローいただくか、下記のウェブサイトまでアクセスしてください!

- ・中国語
- ・英語

## EU ボタン電池水銀含量の適用除外が期限を迎えた

EU 電池指令 2006/66/EC の改正電池指令 2013/56/EU によって、水銀含量 $\leq 2\%$ のボタン電池に対する適用除外が 2015 年 10 月 1 日に期限を迎えた。従って 2015 年 10 月 1 日から EU 市場で販売されるボタン電池はカドミウム含量 $\leq 0.002\%$  (20ppm) の制限要求及びに水銀含量 $\leq 0.0005\%$  (5ppm) の制限要求も遵守しなければならなくなった。2013/56/EU の規定詳細は次の通り:

水銀含量 $\leq 2\%$ のボタン電池水銀含有量適用除外が 2015 年 10 月 1 日を以って除外終了期限;コードレス電動工具電池中カドミウム含量適用除外が 2016 年 12 月 31 日を以って除外終了期限。

尚、2013/56/EU は欧州委員会に補聴器用のボタン電池の適用除外について再度審議するよう要求していたが、欧州委員会は 2014 年 10 月に評価報告を発表し、現在の技術及び経済条件下で補聴器用のボタン電池に対する適用除外を延長する必要はないと見解を示した。すなわち補聴器用のボタン電池も上述と同様、制限要求を遵守しなければならない。

## スウェーデン RoHS 指令に準じ MCCPs を制限すると提案

スウェーデン化学品管理署 (Kemi) は RoHS 指令第 6(1)条項を根拠とし、中鎖塩化パラフィン (MCCPs) についての文書を起草し、RoHS 付録 II に電子電気製品における MCCPs の使用を制限する文章を追加する予定である。Kemi は既にコンサルティング会社 RPA に委託し、調査・研究作業を開始させた。RPA は二段階の意見徴収を行い、MCCPs の使用方法、物質含有量、廃棄処理、暴露情報、及びに代替物質等について情報を収集する。現在進行中の第一段階目の意見徴収は、各利益関係者から MCCPs の用途や含有量等についての意見を求めている。第二段階目の意見徴収は 2016 年春に開始する予定である。

## スウェーデン PFAS の使用を削減

スウェーデン化学品管理署 (Kemi) は含有量の高いフッ素物質と代替品の使用状況に関する調査報告を発表した。報告に対し評価をした後、スウェーデンに輸入する全フッ素もしくはポリフッ化アルキル (PFAS) 含有の製品は今後登録が必要となり、更にその濃度は 5%以下でなければならないと Kemi は要求した。

2016 年夏に Kemi は政府にこの提案を提出し、2017 年秋に相応の行動を取る計画。報告により、現在世界の市場では 3000 種以上の PFAS が使用されているが、総量と使用程度に関する情報が不十分だとわかった。そのため、Kemi はまずスウェーデン国内の製品に登録の必要あるかを評価し、その後 EU における対応を検討する。

## 韓国 食品接触材料法規を改定

2015 年 9 月 25 日、韓国 KFDA は《食品器具、容器、包装基準と規範》の改定草案を発表した。その主な内容は: 1、メラミン材料のメラミン溶出量が 30mg/L から 2 mg/L に改定する; 2、器具、容器、包装材料の生産に使用する潤滑油などの加工剤は、食品や食品添加剤と同様、隠れた危険のない物質ではないといけないので、関連基準を制定した; 3、`セロファン紙` から `加工セルロース` に名称を変更し、製品の形態が単一のリール状からリール状とセルロース等の形態に変更する; 4、コーヒーメーカー等の特定容器のみとして使用される容器は、その溶出試験が相応食品模擬液で試験を行わなければならない。

検査・検品・認証についての日本語でのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

### 【上海本部】

古川: +86(0)21-6107-2991  
MAYA: +86(0)21-6064-5071  
菅沼: +86(0)21-6107-2868  
松崎: +86(0)21-6115-6781

### 【蘇州支部】

住吉: +86(0)512-6299-0289

### 【天津支部】

竹原: +86(0)22-5980-2404

### 【広州・深セン支部】

須川: +86(0)20-8215-5514



### ■規制物質試験サービス

Restricted Substance Testing Service (RSTS) については上記の微信 (中国語) をフォローいただくか、下記のウェブサイトまでアクセスしてください!

- ・中国語
- ・英語

【リコール問題 2015年10月～11月】

通報期日:2015年8月下旬から2015年9月上旬(一部)

通告国	製品	リコール原因	通告国の対策
ドイツ	製品:時計 原産国:中国	2.2%の鉛を含有していたため、REACH 法規に違反。	市場から撤退 リコール
イギリス	製品:ブレスレット 原産国:中国	4%の鉛を含有していたため、REACH 法規に違反。	供給停止
ドイツ	製品:ガラスコップ 原産国:中国	製品中カドミウムの遷移量が 1.33 ; 1.53 ; 1.63 ; 1.62mg/item、鉛の遷移量が 24.7 ; 27.1 ; 29.4 ; 29.4 mg/item となっており、EU 食品接触材料法規 (EC)No.1935/2004 に違反。	市場から撤退
ドイツ	製品:ティッシュ 原産国:中国	製品中初級芳香族アミンの遷移量が 7.75ug /L となっており、EU 食品接触材料法規 (EC) No. 1935/2004 に違反。	リコール
イタリア	製品:ステンレスナイフ 原産国:中国	製品中クロムの遷移量が 0.5 ; 1.7 ; 2.6mg /L となっており、EU 食品接触材料法規 (EC)No.1935/2004 に違反。	市場から撤退
イタリア	製品:刃物 原産国:中国	製品中クロムの遷移量と全体的遷移量それぞれが 13.9mg /kgと 235mg/dm <sup>2</sup> となっており、EU 食品接触材料法規 (EC)No.1935/2004 に違反。	押収
イタリア	製品:刃物 原産国:中国	製品中クロムの遷移量、マンガンの遷移量と全体的遷移量それぞれが 3.3mg /kg、0.2 mg /kgと 25mg/dm <sup>2</sup> となっており、EU 食品接触材料法規 (EC)No.1935/2004 に違反。	再出荷
フィンランド	製品:セキュリティ手袋 原産国:中国	革中六価クロムの含量が 11-50 mg /kg となっており、EU 食品接触材料法規 (EC)No.1935/2004 に違反。	輸入禁止
ハンガリー	製品:玩具 原産国:中国	製品に 31%の DEHP を含有していたため、REACH 法規に違反。初級	市場から撤退 リコール
スロバキア	製品:玩具 原産国:中国	製品に 14.7%の DEHP を含有していたため、REACH 法規に違反。	リスク通知 リコール

通告時間:2015 年 9 月下旬から 2015 年 10 月上旬まで(一部)

通告国	製品	リコール原因	通告国の対策
アメリカ	製品:イヤホン 原産国:中国	イヤホンにカビ胞子が見付かり、呼吸器感染もしくは慢性健康問題のリスクがある。	リコール 製品取替え
ノルウェー	製品:シール 原産国:中国	製品の DEHP、DINP とカドミウムの含量それぞれが 5.5%、0.4%と 273 mg /kg となっており、REACH 法規に違反;SCCP の含量が 0.2%となっており、持久性有機汚染物 POP 法規に違反。	市場から撤退
イタリア	製品:ネックレス 原産国:中国	カドミウムの含量が 116 mg/kg、ニッケルの排出量が 2.3ug/cm <sup>2</sup> /week となっており、REACH 法規に違反。	輸入禁止
イタリア	製品:魔法瓶 原産国:中国	保温熱絶縁層にアスベストを含有していたため、REACH 法規に違反。	販売禁止
イタリア	製品:スチール刃物 原産国:中国	製品中クロムの遷移量が 0.4mg / kg となっており、EU 食品接触材料法規(EC)No.1935/2004 に違反。	押収
イタリア	製品:ステンレスナイフ 原産国:中国	製品中クロム、マンガンと全体的遷移量それぞれが 8.2mg /kg、0.2 mg /kg と 45mg/dm <sup>2</sup> となっており、EU 食品接触材料法規 (EC) No.1935/2004 に違反。	再出荷
ドイツ	製品:レインコート 原産国:中国	オゾン染料から排出した芳香族アミンの含量が、270mg /kg となっており、REACH 法規に違反。	リコール 市場から撤退
ドイツ	製品:ティッシュ 原産国:中国	初級芳香族アミンの遷移量が 9.1ug /L となっており、EU 食品接触材料法規(EC)No.1935/2004 に違反。	リコール
チェコ	製品:ブレスレット 原産国:中国	製品に 15%の鉛を含有していたため、REACH 法規に違反。	市場から撤退
チェコ	製品:プラスチック卵泡 立て器 原産国:中国	初級芳香族アミンの遷移量が 0.31 mg /kg;2.8 mg /kg;4 mg /kg となっており、EU 食品接触材料法規(EC)No.1935/2004 に違反。	市場から撤退

# SGS-CSTC 検査項目

主な検査物質名	
1	RoHS 分析(6 項目)
2	RoHS2.0 分析
3	ハロゲン分析 (臭素 Br,塩素 Cl,フッ素 F,ヨウ素 I)
4	フタル酸エステル分析
5	REACH 高懸念物質(SVHC)分析 *第 1 次~第 13 次
6	PFOS/PFOA 分析
7	多環芳香族炭化水素(PAHs)分析
8	フマル酸ジメチル(DMF)分析
9	有機スズ化合物分析
10	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)分析
11	テトラブロモビスフェノール A(TBBP-A)分析
12	ホルムアルデヒド分析
13	重金属元素分析(Sb,Be,P,Zn,Cr,Se などその他重金属元素)
14	ポリ塩化ビニル(PVC)分析
15	ELV 分析
16	アスベスト分析
17	アゾ分析
18	EN71-3 分析
19	VOC 分析
20	食品接触材料分析 など

その他検査項目	
1	微生物分析
2	添加物分析
3	残留農薬分析
4	カビ分析
5	汚染物質分析
6	アレルギー分析
8	栄養分析
7	化粧品分析 など

その他	
1	各種認証(ISO9001,ISO14001,TS16949,OHSAS18001 など)
2	各種検品(全数検品、抜き取り検品、船積前検品 など)
3	MSDS 作成サービス
4	GB 試験
5	環境関連試験、自動車関連試験、オイル・ガス試験 など

\*各検査項目の価格、納期及びその他有害物質などについては、お気軽にお  
問い合わせ下さい。

## 【問い合わせ&サンプル送付先】

会社名：

SGS-CSTC Standards  
Technical Services Co., Ltd.  
通标标准技术服务有限公司

住所：

B-15/F, 900 Yishan Road,  
Xuhui District, Shanghai, China  
上海市徐汇区宜山路 900 号  
科技产业化大楼 B 座 15 楼

郵便番号：

200233

電話番号：

+86-(0)21-6115-2392

部署：

日本業務部

担当： 孙洁 (Jane Sun)

メールアドレス：

jp.bd@sgs.com

WHEN YOU NEED TO BE SURE

